

別紙 1 事務の内容

1 あて名管理業務

あて名管理事務では、地方税の賦課・徴収事務における迅速な納税者対応や効率的な滞納整理を実現するために、税目事績ごとの納税義務者のあて名（氏名・住所等）の管理及び同一納税義務者のあて名の一元的な管理を内部事務の一環として行っている。

- ・各税目等システムが入力した納税義務者のあて名情報（氏名・住所・個人番号等）を受領
- ・都税事務所等からあて名統合・分離等の各種依頼を受領・入力

2 個人事業税賦課業務

- ・地方税法等に基づき、都内に事務所、事業所を有して法定業種に該当する事業を行う個人に対し、当該年度の初日の属する年の前年中における事業の所得に対して個人事業税を課している。
- ・特定個人情報ファイルは、地方税法及び東京都税条例等の規定に従い、次の事務の一部に使用している。
 - ①各種申告書及び申請書（紙）を窓口・郵送で受け付ける。
 - ②国税庁より所得税申告データ等を受信し、税務総合支援システムに取込む。
 - ③各種申告書及び申請書に記載された情報をスキャナにて取込み、税務総合支援システムに登録する。
 - ④システム登録情報を基に個人事業税を賦課し、納税通知書及び納付書（以下、「納税通知書等」という。）を納税義務者宛てに紙で発付する。また、申請内容を基に、各種証明や課税台帳の写し等を紙で交付する。
 - ⑤事業所の所在が他都道府県の場合、申告データ等を国税データ団体間回送機能により送受信する。（情報照会（減免））

3 不動産取得税賦課業務

- ・地方税法に基づき、不動産の取得を課税客体として、当該不動産の取得者に対し不動産取得税を課している。
- ・市町村より取得通知を受領し、不動産の取得の事実等についての状況を把握している。
- ・特別区内においては、固定資産税（土地・家屋）システムより登記情報等を不動産取得税システムに取り込み、不動産の取得の事実等についての状況を把握している。
- ・不動産の取得の事実や非課税・減免の要件等について、不動産の取得者（納税義務者）等から申告書等を受け付ける。
- ・取得通知、申告書等の内容、納税通知書等の送付先の調査結果等を不動産取得税システムに登録し、賦課決定を行う。
- ・賦課決定を行った後、納税通知書等を発付する。
- ・徴収猶予に係る農林水産大臣、市町村、農業委員会からの通知（以下「農地猶予関係通知」という。）については、地方税法施行令附則第 10 条第 18 項及び第 19 項、地方税法施行規則附則第 4 条 12 項及び第 13 項の規定により、個人番号の提供を受けるものであるが、提供された通知は検索性のない PDF 等で保管し、納税者からの申告に基づいて徴収猶予の事務処理を行う際に参照するために使用する。
- ・納税義務者からの申請があった場合に、不動産取得税価格等証明書を交付する。

4 自動車税賦課業務

- ・ 地方税法、地方税法に基づく都税条例により、東京都内に定置場を有する自動車（自動二輪車を除く）を取得した所有者（割賦販売の場合は使用者）に対し、自動車税（環境性能割・種別割）を課している。また、4月1日現在東京都内に定置場がある自動車（自動二輪車及び軽自動車を除く）の所有者（割賦販売の場合は使用者）に対し、当該年度の自動車税（種別割）を課している。
- ・ 軽自動車税環境性能割に関しては、当分の間、都道府県が賦課徴収し、定置場別の市町村に納付があった月の翌々月の末日までに払い込みを行う。
- ・ 自動車の所有者（納税義務者）から自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）（以下「申告書」という。）の提出を受けるとともに、自動車検査登録証（車検証）に記載の情報により自動車税（環境性能割）及び当該取得年度分の自動車税（種別割）の賦課決定を行う。
- ・ 提出された申告書は、AI-OCRにより読み取りを行った後、基幹システムに送信される。また、自動車手続きのワンストップサービス（以下「OSS」という。）システムから提出を受けた申告書データについても、基幹システムに送信される。基幹システムでは、これら申告書データと地方公共団体情報システム機構から送信される自動車税登録情報（分配データ）により自動車の登録状況等を把握し、納税義務者情報等を管理している。
- ・ 自動車税（種別割）については、4月1日現在の自動車（自動二輪車及び軽自動車を除く）の所有者に対し、賦課決定を行った後、納税義務者宛て納税通知書を発付する。
- ・ 身体障害者のために自動車を使用する場合等、一定の要件を満たす場合、納税義務者からの申請により自動車税（環境性能割・種別割）の減免を決定する。
- ・ 減免の適用を受けた自動車について、減免を翌年度以降継続する場合には、適用を受けるに至った身体障害者の状況等に変更がないことを確認する。身体障害者の方の現況の確認は、納税義務者からの申し出から行う。

5 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）賦課業務

- ・ 地方税法に基づき、東京都特別区内の固定資産（土地・家屋）の所有者（登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者）に対し、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日として、固定資産税・都市計画税を課している。
- ・ 東京法務局より登記通知を受け取り、登記の異動等についての状況を把握している。
- ・ 固定資産の状況や非課税・減免の要件等について、固定資産（土地・家屋）の所有者（納税義務者）等から申告書等を受け付ける。
- ・ 登記通知や申告書等の内容に基づき、現地調査を行い、現況を把握し、賦課決定を行う。
- ・ 賦課決定を行った後、納税義務者の登記簿等の住所あて、納税通知書等を発付するが、登記簿等の住所と現住所に相違がある場合には、納税通知書等は返戻となる。
- ・ 申告書等の一部及び本人確認情報には、特定個人情報（個人番号）が含まれ、これをシステム登録する場合に、特定個人情報ファイルとして取り扱う。
- ・ また、納税義務者からの申請・請求があった場合に、各種証明や名寄帳の写し等を交付する。
- ・ 地方税法に基づき東京法務局に、協定に基づき協定締結を行った特別区に、それぞれ固定資産情報の提供を行う。

6 固定資産税（償却資産）賦課業務

- ・地方税法に基づき、東京都特別区内の固定資産（償却資産）の所有者（償却資産課税台帳に所有者として登録されている者）に対し、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日として、固定資産税を課している。
- ・償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数等について、固定資産（償却資産）の所有者（納税義務者）等から申告書等を受け付ける。
- ・固定資産の状況や非課税・減免の要件等について、固定資産（償却資産）の所有者（納税義務者）等から申告書等を受け付ける。
- ・受け付けた申告書等の内容を償却資産課税台帳に登録する。個人番号については、あて名管理システムに登録する。
- ・固定資産税（償却資産）の賦課決定を行う。
- ・賦課決定を行った後、申告書に記載された住所宛てに納税通知書等を発付する。
- ・各種調査を行い、必要に応じて賦課決定を行う。
- ・国税庁・税務署へ提出された所得税申告書等データを国税連携システムで閲覧する。必要に応じて賦課決定を行う。
- ・税務署に国税資料の閲覧（個人番号を含む場合がある。）を行う。必要に応じて賦課決定を行う。
- ・納税義務者からの申請・請求があった場合に、各種証明の交付及び償却資産課税台帳を閲覧に供している。

7 事業所税賦課業務

- ・地方税法等に基づき、23区内の事務所等において事業を行う法人又は個人について、算定期間末日時点における23区内事業所に係る合計事業所床面積が1,000㎡超又は合計従業者数が100人超の場合、事業所税の納税義務者となる。また、算定期間末日時点における23区内事業所に係る合計事業所床面積が800㎡超又は合計従業者数が80人超の場合、事業所税の申告義務者となる。
- ・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の規定に従い、次の事務の一部に使用している。（別添1参照）

なお、下記内容において、特定個人情報が含まれている事務は、「…（*）」を記載している。

①事業所税プレプリント申告書の送付

②事業所税申告書の受付…（*）

受領した事業所税申告書をAI-OCR又は手入力により、次期税務総合支援システムに登録
AI-OCRで読み込んだ申告書データのPDF化、電子書庫格納

番号確認及び身元確認の実施…（*）、次期税務総合支援システムに確認状況を登録

③申告書（控）の返送又は返却…（*）

④申告内容に係る確認調査の実施

⑤上記④に係る調査資料の受領（特定個人情報が含まれる場合は、マスキング処理を行う。…（*））

調査資料（マスキング処理実施済）のスキャン・PDF化、電子書庫格納

⑥電子申告に係るプレ申告データの送信

⑦電子申告に係る申告データの受領…（*）

⑧上記⑦に係る申告データの訂正・差替・不受理等の依頼、処理…（*）

⑨特定個人情報ファイル（CSV形式）のアップロード（地方税ポータルセンタ）…（*）

⑩事業所税申告書の所管事務所への転送処理…（*）

8 都民税三割賦課業務

- ・地方税法に基づき、利子や配当等の支払を受ける個人に対し、利子や配当等の支払金額に対して、特別徴収制度によって都民税三割を課している。
- ・特別徴収義務者は利子や配当等の支払を行う金融機関等の法人である。
- ・特定個人情報ファイルは、地方税法及び東京都税条例等の規定に従い、次の事務の一部に使用している。

①還付請求書提出

②還付請求書控返却 又は 訂正・不受理処理

③還付通知書 又は 否認通知書

④還付請求書提出

⑤訂正・不受理処理

⑥還付通知書 又は否認通知書

⑦照会

⑧照会結果

9 軽油引取税賦課業務

- ・地方税法に基づき、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く）で、その引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課している。
- ・特別徴収義務者は元売業者又は特約業者の法人又は個人である。（現在、個人の特徴者は存在しない）
- ・特定個人情報ファイルは、地方税法及び東京都税条例等の規定に従い、次の事務の一部に使用している。

①申告書等提出

⇒受理した申告書等を AI-OCR 又は手入力で税務総合支援システムに登録する。

⇒AI-OCR で読み込んだ納入申告書データを PDF 化し、電子書庫に格納する。

②申告書等控返却 又は 訂正・不受理処理

⇒差替えあり

③申告書等提出

⇒電子申告により受理した申告書等を税務総合支援システムに登録する。

④訂正・不受理処理

⇒差替えあり

⑤申告書等アップロード

⇒軽油流通情報管理システムにアップロード

⑥申告データ・特徴者等の情報閲覧

⇒軽油引取税流通情報管理システムで閲覧

10 諸税賦課業務

【鉱区税】

- ・地方税に基づき、当該都道府県の区域内の天然ガス及び石炭石等の鉱区に対し、面積を課税標準として、その鉱業権者に鉱区税を課している。
- ・特定個人情報ファイルは、地方税法及び東京都税条例等の規定に従い、次の事務の一部に使用している。
 - ①税務総合支援システムへの課税情報の入力
 - ②住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人情報の照会
 - ③住所等変更情報の入力

【狩猟税】

- ・地方税法に基づき、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため、当該道府県知事の狩猟者の登録を受ける者に対し、狩猟税を課している。
- ・特定個人情報ファイルは、地方税法及び東京都税条例等の規定に従い、次の事務の一部に使用している。
 - ①税務総合支援システムへの課税情報の入力
 - ②住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人情報の照会
 - ③住所等変更情報の入力

【都たばこ税手持品課税】

- ・たばこ税手持品課税とは、税制改正によってたばこ税の税率が引き上げられるときに、旧税率と新税率の差に相当する税額が不当に利得されることを防止するために実施される課税をいう。
- ・具体的には、たばこの小売販売業者、卸売販売業者又は製造者（以下これらを「小売販売業者等」という。）が、税率引上げ日の午前 0 時現在において、たばこの製造場又は保税地域以外の場所で、一定本数以上を販売のために所持する場合（複数の場所で所持している時はその合計本数）に、小売販売業者等に対し、その所持する製造たばこについて、税率の引上げ相当分を課税するものである。
- ・特定個人情報ファイルは、地方税法及び東京都税条例等の規定に従い、次の事務の一部に使用している。
 - ①申告書等提出
 - ②申告書等控返却 又は 訂正・不受理処理
 - ③国・区市町村分申告書回付
 - ④申告書等提出
 - ⑤申告書等控返却 又は 訂正・不受理処理
 - ⑥申告書等提出
 - ⑦申告書等控返却又は訂正・不受理処理
 - ⑧都税分申告書回付
 - ⑨照会
 - ⑩照会結果

【都たばこ税】

- ・地方税法等に基づき、製造たばこを小売販売業者もしくは消費者等に売渡しをし、又は消費等を行う者を納税義務者とし、都たばこ税を申告する義務を負う。
- ・特定個人情報ファイルは、地方税法及び東京都税条例等の規定に従い、次の事務の一部に使用している。
 - ①申告書等提出
 - ②申告書等控返却 又は 訂正・不受理処理

- ③申告書等提出
- ④申告書等控返却 又は 訂正・不受理処理
- ⑤申告書等アップロード
- ⑥他道府県申告情報ダウンロード
- ⑦照会
- ⑧照会結果

【ゴルフ場利用税】

- ・ 地方税法に基づき、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によって、その利用者に課する。
- ・ ゴルフ場利用税の徴収については、特別徴収の方法による。ゴルフ場の経営者その他料金を徴収すべき者を特別徴収義務者とし、ゴルフ場利用税を徴収させることとしている。
- ・ 特定個人情報ファイルは、地方税法及び東京都税条例等の規定に従い、次の事務の一部に使用している。
 - ①税務総合支援システムへの課税情報の入力
 - ②住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人情報の照会
 - ③住所等変更情報の入力

【宿泊税】

- ・ 東京都宿泊税条例に基づき、ホテル等の宿泊者に対して、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項の営業に係る施設（以下「ホテル等」という。）における宿泊に対して宿泊税を課している。
- ・ 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。ホテル等の経営者を特別徴収義務者とし、宿泊税を徴収させることとしている。
- ・ 特定個人情報ファイルは、地方税法及び東京都税条例等の規定に従い、次の事務の一部に使用している。
 - ①税務総合支援システムへの課税情報の入力
 - ②住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人情報の照会
 - ③住所等変更情報の入力

11 収入管理業務

- ・ 各税目等システムが入力した納税者の課税情報（住所・氏名・税目・税額等）を受領する。
- ・ 指定金融機関及び MPN[※]収納機関共同利用センター（以下「pufure」という）、地方税共通納税システムから収納データ等を受領する。[※]マルチペイメントネットワーク：金融機関と収納機関（企業、地方公共団体等）との間の収納手続きを電子化するためのネットワーク
- ・ 納税義務者が納期限までに地方税を納めることができない場合、納税義務者に対し督促状を発付するが、賦課決定時等に設定した住所と現住所に相違がある場合、督促状は返戻となる。
- ・ 納税義務者からの申請等があった場合、各種証明書等を交付する。

12 滞納整理業務

- ・ 滞納整理事務では、地方税の賦課徴収における迅速な納税者対応や効率的な滞納整理を実現するため、滞納者に対する納税交渉や各種財産調査、滞納処分等を行っている。
- ・ 滞納者に対し催告書等の送付や電話催告、臨戸等を行う。
- ・ 滞納者の財産調査を行うため、金融機関等に対し各種照会を行う。

- ・滞納者の財産に対し、滞納処分等を行う。

13 情報連携業務

- ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」）」第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して減免決定に必要な特定個人情報を照会し、提供を受ける。
- ・提供を受ける特定個人情報は下記の通り。
 - ① 身体・精神障害者手帳及び障害の程度に関する情報
 - ② 生活保護実施関係情報

【共通】

- ・納税通知書の送達先等を正確に把握するため、住民基本台帳ネットワークシステムへ個人番号又は氏名・住所・生年月日情報等で照会を行い、電算処理により本人確認情報を取得し、税務総合支援システムに登録する。
- ・外部記録媒体により、東京都総務局に住民基本台帳ネットワークシステムによる一括照会を依頼し、照会結果を税務総合支援システムに登録する。
- ・各種申告書及び申請書を電子書庫に格納・保存する。
- ・申告書及び調査資料等の文書を文書保管施設に預け入れる。また、保存年限が経過した文書の溶解処理を行う。
- ・保存年限を経過した文書を運搬し、溶解処理を行う。
- ・各種申請書を電子書庫に格納・保存する。

別紙2 II 3 ③入手の時期・頻度

【共通】

<住民票の写し、本人確認情報>

納税通知書等が返戻され調査が必要な都度入手する。

<他官公庁からの調査資料の入手>

賦課のための調査時に物件の所在を確認する必要がある都度、提供を受けている。

【個人事業税】

<個人事業税申告書等>

納税者が提出する個人事業税申告書等を受け付けた都度入手する。

<所得税申告書等>

○他道府県から所得税申告書等をデータ（又は書面）で入手する。

他道府県において事業所所在地が都であることが判明し回送された都度入手する。

○国税連携システムで受信した所得税申告書等データを税務総合支援システムに取込み入手する。

・所得税確定申告者が税務署に申告後、国税連携システムの送信スケジュールに基づきデータを入手する。（・現行の運用に準じて電子申告は日次、書面申告は週次により入手を想定。）

・なお、システム改修期間である1月及び2月は取込みを行うかは未定。

<国税庁・税務署からの電子データでの入手>

・国税当局に提出された個人番号が記載された所得税申告書等情報を地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じてデータで定期的に受信している。

・2～5月の繁忙期は休日を除くほぼ毎日受信。

・6～1月は月1回受信。

<他道府県からの電子データでの入手（随時）>

・他道府県から都に課税権がある者の所得税申告書等情報が回送されデータで提供を受けている。

・都に課税権があることが判明した都度入手。

【不動産取得税】

<取得通知>

市町村から通知の都度、入手する。

<申告書等、証明申請>

納税義務者等の申告・申請の都度入手する。

<農地猶予関係通知>

農林水産大臣、農業委員会または区市町村からの通知の都度、入手する。

【自動車税】

<申告書等>

納税義務者等の申告の都度入手する。

<自動車税登録情報及び軽自動車検査情報>

日時（1回）

<障害者福祉関係情報>

- ・納税義務者が提出する申請書を受け付けた都度
- ・定期（減免更新申立書発付時 10月）

【固定資産税・都市計画税（土地・家屋）】

<登記通知>

週1回

<申告書等、各種証明・閲覧申請>

納税義務者等の申告・申請・請求の都度

【固定資産税（償却資産）】

<申告書、非課税申告書等、各種証明・閲覧申請>

納税義務者等の申告・請求・申請の都度、入手する。

<各種調査資料、国税関係書類の写し>

各種調査を実施する際、必要に応じて入手する。

【事業所税】

<事業所税申告書、本人確認情報>

- ・納税義務者・申告義務者（個人）に係る事業所税の申告書を受理する都度、入手する。
- ・申告時期は1月上旬から3月15日まで。
- ・個人番号が記載されている申告書を受理する際は、成り済ましの防止等を図るため、原則として申告書提出の都度、本人確認情報を入手する。

【都民税三割】

納税義務者から還付請求の提出の都度入手する。

【軽油引取税】

<軽油引取税納入申告書等>

- ・特別徴収義務者及び納税者から申告書等を受理する都度、入手する。
- ・納入申告書等の提出は毎月末日まで

【都たばこ税】

納税義務者から申告書の提出の都度入手する。

【都たばこ税手持品課税】

納税義務者から申告書の提出の都度入手する。

【収入管理】

< 収納データ >

納税者等が納付した収納データを指定金融機関および pufure、地方税共通納税システムより日次で取得する。

< 納入済通知書 >

納税者等が納付し指定金融機関に回付された納入済通知書を日次で取得する。

< 各種証明・申請・口座振替依頼書・還付請求書等 >

納税者等からの申請等の都度、随時取得する。

< 課税情報 >

東京都主税局各税目等主管課が入力した課税情報を随時取得する。

別紙3 II 3 ④入手に係る妥当性

【共通】

<住民票の写し、本人確認情報>

納税通知書等を確実に送達するにあたり、返戻となった納税通知書等について、納税義務者の現住所等を把握するため、①区市町村あて住民票の写し等を交付請求し取得する、②住民基本台帳ネットワークシステムより、本人確認情報を取得する。本取得は、地方税法第20条の11の規定に基づくものである。

<他官公庁からの調査資料の入手>

地方税法第20条の11により、徴税吏員は事業者又は官公署への簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができるとされている。

【個人事業税】

<個人事業税申告書等>

地方税法第72条の55第1項の規定により、個人事業税の納税義務者は事務所又は事業所所在地の道府県知事（都知事）へ個人事業税の申告書を提出しなければならないこととされている。

<所得税申告書等>

地方税法第72条の55の2第1項の規定により国税庁・税務署へ所得税の申告等をしたものは道府県知事（都知事）へ個人事業税の申告もしたものとみなされ、また、同法第72条の59第1項の規定により道府県知事（都知事）が国税庁・税務署に対し、事業税の賦課徴収について所得税の申告書等の書類を閲覧又は記録することを請求した場合は、国税庁・税務署は道府県知事（都知事）又はその指定する職員に関係書類を閲覧させ、又は記録させることとされている。

【不動産取得税】

<取得通知>

地方税法第73条の18第3項及び第73条の22等の規定により、市町村長は取得の事実を東京都知事に通知することとされている。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第19条の規定により、個人番号の提供を受けることができる。

<申告書等>

地方税法第73条の4（用途による不動産取得税の非課税）の規定について、その要件を確認するために東京都都税条例施行規則第12条の3に、納税義務者の申告が義務付けられている等、各申告等に対して規定が定められている。

今後、税務総合支援システムの稼働までに、条例等改正により、申告者に個人番号（法人番号）を申告項目として追加する予定。

<証明申請>

「都税に関する公簿等の閲覧及び都税に関する証明事務の取扱いについて（通達）」（昭和61年7月1日付61主税第37号）により、証明書の交付は納税義務者等からの申請に基づくものとされている。

<農地猶予関係通知>

地方税法施行令附則第10条第18項及び第19項、地方税法施行規則附則第4条12項及び第13項の規定

により、農水大臣、農業委員会、市町村長は東京都知事に通知することとされている。

【自動車税】

<申告書等>

本人からの申告（報告）義務が地方税法（第 160 条及び第 177 条の 13）及び都税条例（第 72 条及び第 82 条）に規定されている。

<自動車税登録情報>

自動車税種別割の課税客体である自動車の具体的認定は、道路運送車両法第 4 条による登録の有無で行っており、その認定に自動車の登録情報が必要なため。

<軽自動車検査情報>

軽自動車税環境性能割（市町村税）は、当分の間、都道府県が賦課徴収し定置場別の市町村に納付があった月の翌々月の末日までに払い込むこととされており（地方税法附則第 29 条の 12 第 2 項）、市区町村への払込事務に定置場等の軽自動車検査情報が必要なため。

<障害者福祉関係情報>

都税条例に規定する障害者減免を適正に行うため。

【固定資産税・都市計画税（土地・家屋）】

<登記通知>

地方税法第 382 条の規定により、土地（補充）課税台帳・家屋（補充）課税台帳へ登記事項を記載するため、東京法務局が、登記に関する内容を、市町村長（東京都知事）に通知することとされている。

<申告書等>

地方税法第 348 条（固定資産に対する非課税）の規定について、その要件を確認するために、東京都都税条例施行規則第 12 条の 14 に納税義務者の申告が義務付けられている等、各申告等に対して規定が定められている。

<各種証明・閲覧申請>

地方税法第 382 条の 3 等の規定により、証明の交付等は納税義務者等からの申請・請求に基づくものとされている。

【固定資産税（償却資産）】

<申告書>

地方税法第 383 条及び第 343 条第 3 項の規定により、償却資産申告書が東京都に提出される。個人番号については、地方税法施行規則の改正により、共通番号記入欄が設けられた。

<非課税申告書等>

東京都都税条例の規定により、軽減措置ごとに申告書等を提出することとなっている。

<各種調査資料、国税関係書類の写し>

地方税法第 408 条、第 353 条、及び第 354 条の 2 の規定に基づき、各種調査資料及び国税関係書類の写しを入手している。

<各種証明・閲覧申請>

地方税法第 382 条の 3 等の規定により、納税義務者等からの請求・申請に基づく証明の交付及び閲覧に供

することが義務付けられている。

【事業所税】

<事業所税申告書、本人確認情報>

・地方税法第 701 条の 47、東京都都税条例第 188 条の 17 の規定により、事業所税の納税義務者・申告義務者（個人）は申告書を当該事業所等所在の指定都市等の長に提出しなければならないこととされている。

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 16 条等の規定に基づき、個人番号が記載されている申告書を受領する際は、原則として申告書提出の都度、本人確認情報を入手する。確認書類の提示（提出）がなく、かつ、過去に本人確認を行っていないときであっても、判明している住所等を基に、住民基本台帳ネットワークシステムによって番号確認を行う場合もある。

【都民税三割】

・租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 13 条の 2 の規定により、都民税三割の還付を受けようとする者は還付請求書を提出することができる。

【軽油引取税】

<軽油引取税申告書等>

・地方税法第 144 条の 14、東京都都税条例第 103 条の 9 の規定により、軽油引取税の特別徴収義務者は申告書を、道府県知事（都知事）に提出しなければならない。

・地方税法第 144 条の 18、東京都都税条例第 103 条の 11 の規定により、軽油引取税を申告納付すべき納税者は申告書を、道府県知事（都知事）に提出しなければならない。

【都たばこ税】

都たばこ税の納税義務者は地方税法第 74 条の 10 の規定により、都に対して申告をしなければならない。

【都たばこ税手持品課税】

都たばこ税手持品課税の納税義務者は地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 10 条第 2 項等の規定により、都に対して申告をしなければならない。

【収入管理】

<各種証明・申請書>

・地方税法第 20 条の 10 の規定による納税者等からの請求に基づく証明の交付、地方税法第 15 条の規定による徴収の猶予の申請に対する許可・不許可、東京都都税条例施行規則第 41 条の規定に基づく延滞金減免申請に対する許可・不許可等が義務付けられているため。

<収納データ・納入済通知書>

納税者等が納付した収納データ等を遅滞なく取得することで、地方税法第 20 条の 10 の規定における納税証明書の交付や東京都都税条例第 19 条による督促状の発付等を行うことができるため。

<口座振替依頼書>

・地方自治法第 231 条の 2 第 3 項に納税者の都税の口座振替払いが規定されており、当該申し出及び指定

の口座情報の提供が必要となるため。

< 還付請求書・還付委任状 >

・納税者等の還付口座情報が記載された還付請求書を取得することで、遅滞なく地方税法第 17 条に規定に基づく過誤納金の還付を行うことができるため。

< 課税情報 >

都税の課税情報を入手し、公平・公正な収入管理事務を行うため。

【滞納整理】

< 申請書類 >

・東京都都税条例施行規則第 41 条（延滞金減免申請）、地方税法第 15 条の 6 及び都税条例第 23 条の 5（換価の猶予申請）等に規定されているため。

< 財産調査書類 >

・国税徴収法第 141 条、地方税法第 20 条の 11 等に基づき各種財産の調査権限があり、国税徴収法第 142 条に基づき捜索を行う権限があるため。

【情報連携】

①身体・精神障害者手帳及び障害の程度に関する情報、生活保護実施関係情報

番号法第 19 条第 8 項に基づき、地方税の賦課徴収事務において認められた情報について、情報連携ネットワークシステムを通じて入手できる。東京都においては、自動車税の減免・固定資産税の減免・個人事業税の減免減免事務が対象となっている。

②減免申請書

上記の税目において、減免を受けたい納税義務者は、東京都都税条例（第 39 条の 7（個人事業税の減免）、第 76 条（自動車税環境性能割の減免）、第 85 条の 4（自動車税種別割の減免）、第 134 条（固定資産税の減免））において定める「減免申請書」を知事に提出する必要がある。

別紙4 II 3⑤本人への明示

【共通】

<住民票の写し、本人確認情報>

地方税法第20条の11の規定により、住民票の写し等の入手を行っている。また、住民基本台帳法第30条の15の規定により、本人確認情報の入手を行っている。なお、住民票の写し等を請求する場合には請求事由を明らかにすることとされているが、地方税の賦課事務に係る請求については、「請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの」に該当する。

<他官公庁からの調査資料の入手>

地方税法第20条の11により、徴税吏員は事業者又は官公署への簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができるとされている。

【個人事業税】

<個人事業税申告書等>

地方税法第72条の55第1項により、個人事業税の納税義務者は事務所又は事業所所在地の道府県知事（都知事）へ個人事業税の申告書を提出しなければならないと規定されている。

<所得税申告書等>

地方税法第72条の55の2第1項により国税庁・税務署へ所得税の申告等をしたものは道府県知事（都知事）へ個人事業税の申告もしたものとみなされ、また、同法第72条の59第1項により道府県知事（都知事）が国税庁・税務署に対し、事業税の賦課徴収について所得税の申告書等の書類を閲覧又は記録することを請求した場合は、国税庁・税務署は道府県知事（都知事）又はその指定する職員に関係書類を閲覧させ、又は記録させることと規定されている。

【不動産取得税】

<取得通知>

地方税法第73条の18第3項及び第73条の22等の規定により、納税義務者氏名・住所等の入手を行っている。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第19条の規定により、個人番号の提供を受けることができる。

<申告書等>

地方税法第73条の4（用途による不動産取得税の非課税）の規定について、その要件を確認するために東京都都税条例施行規則第12条の3に納税義務者の申告が義務付けられている等、各根拠規定に基づく申告書等の提出が義務付けられている。

<証明申請>

「都税に関する公簿等の閲覧及び都税に関する証明事務の取扱いについて（通達）」（昭和61年7月1日付61主税第37号）により、納税義務者等からの申請に基づく証明書の交付等が義務付けられている。

<農地猶予関係通知>

地方税法施行令附則第10条第18項及び第19項、地方税法施行規則附則第4条12項及び第13項の規定

により、農地猶予関係通知を受領している。

【自動車税】

<申告書等>

地方税法（第 160 条及び第 177 条の 13）及び都税条例（第 72 条及び第 82 条）に本人からの申告（報告）が規定されていることから、本人への明示は不要。

<自動車税登録情報及び軽自動車検査情報>

地方税法第 160 条、第 177 条の 13 及び都税条例第 65 条等により、納税義務者は賦課徴収に関する申告又は賦課徴収に必要な報告が義務づけられているため、本人への明示は不要。

<障害者福祉関係情報>

減免の適用要件は都税条例 85 条の 4 により毎年の申請が規定されており、申請にあたっては、減免を受けようとする事由を記載すること、また都税条例第 85 条の 4 第 4 項では、減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては、その旨を申告しなければならないとされていることから、本人への明示は不要。

【固定資産税・都市計画税（土地・家屋）】

<登記通知>

地方税法第 382 条に基づく通知であり、本人へ明示済。

<申告書等>

地方税法第 348 条（固定資産に対する非課税）の規定について、その要件を確認するために、東京都都税条例施行規則第 12 条の 14 に納税義務者の申告が義務付けられている等、地方税法及び東京都都税条例に基づく申告であり、本人に対しては明示済。

<各種証明・閲覧申請>

地方税法第 382 条の 3 等の規定に基づく申請・請求であり、本人に対しては明示済。

【固定資産税（償却資産）】

<申告書>

地方税法第 383 条の規定により、償却資産の所有者は、その所有する償却資産について申告することを義務付けられている。また、「申告の手引き」（冊子、電子版ともに用意されている。電子版は、主税局ホームページに掲載されている。）に申告書の記載例を掲載している。

<非課税申告書等>

各税額軽減措置を認定するにあたり、当該認定のための要件を満たしているか否かを確認するために、東京都都税条例の規定により、申告書等の提出が義務付けられている。また、主税局ホームページに非課税申告書等の記載例を掲載している。

<各種調査資料>

地方税法第 408 条に基づく調査であるという調査の趣旨及び調査にあたり必要となる書類を明記した文書を交付することにより、各種調査資料の提供を依頼している。

<国税関係書類の写し>

地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、国税関係書類の入手を行っている。

<各種証明・閲覧申請>

地方税法第 382 条の 3 等の規定により、納税義務者等からの申請・請求に基づく証明の交付等が義務付けられている。

【事業所税】

<事業所税申告書>

・地方税法第 701 条の 47、東京都都税条例第 188 条の 17 の規定により、事業所税の納税義務者・申告義務者（個人）は申告書を当該事業所等所在の指定都市等の長に提出しなければならないこととされている。

【都民税三割】

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 13 条の 2 の規定により、都民税三割の還付を受けようとする者は還付請求書を提出することができると規定されている。

【軽油引取税】

<軽油引取税申告書等>

・地方税法第 144 条の 14、東京都都税条例第 103 条の 9 の規定により、軽油引取税の特別徴収義務者は申告書を、道府県知事（都知事）に提出しなければならない。

・地方税法第 144 条の 18、東京都都税条例第 103 条の 11 の規定により、軽油引取税を申告納付すべき納税者は申告書を、道府県知事（都知事）に提出しなければならない。

【都たばこ税】

都たばこ税の納税義務者は地方税法第 74 条の 10 の規定により、都に対して申告をしなければならないと規定されている。

【都たばこ税手持品課税】

都たばこ手持品課税の納税義務者は地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 10 条第 2 項等の規定により、都に対して申告をしなければならないと規定されている。

【収入管理】

<各種証明・申請書>

申請書等の入手にあたり、本人への明示は行っていないが、地方税法第 20 条の 10 の規定による納税者等からの請求に基づく証明の交付、地方税法第 15 条の規定による徴収の猶予の申請に対する許可・不許可、東京都都税条例施行規則第 41 条の規定に基づく延滞金減免申請に対する許可・不許可等が義務付けられているため。

<収納データ・納入済通知書>

収納データ等の入手にあたり、本人への明示は行っていないが、納税者等が納付した収納データ等を遅滞なく取得することで、地方税法第 20 条の 10 の規定における納税証明書の交付や東京都都税条例第 19 条による督促状の発付等を行うことができるため。

<口座振替依頼書>

口座振替依頼書の入手にあたり、本人への明示は行っていないが、地方自治法第 231 条の 2 第 3 項に納税者の都税の口座振替払いが規定されており、当該申し出及び指定の口座情報の提供が必要となるため。

< 還付請求書・還付委任状 >

還付請求書の入手にあたり、本人への明示は行っていないが、納税者等の還付口座情報が記載された還付請求書を取得することで、遅滞なく地方税法第 17 条に規定に基づく過誤納金の還付を行うことができるため。

< 課税情報 >

都税の課税情報の入手にあたり、本人への明示は行っていないが、公平・公正な収入管理事務を行うため。

【滞納整理】

< 財産調査書類 >

財産調査書類入手にあたり、本人への明示は行っていないが、国税徴収法第 141 条及び第 142 条、地方税法第 20 条の 11 等に基づき特定個人情報を入手することとなる。

【情報連携】

地方税法第 72 条の 62、第 128 条、第 162 条、第 367 条、東京都都税条例第 39 条の 7、第 83 条、第 103 条、第 134 条及び番号法第 19 条第 8 号に特定個人情報を入手することが明示されている。

別紙5 II 3 ⑧使用方法

【共通】

<住民票の写し、本人確認情報>

記載されている情報に基づき、現住所を最新の状態に更新するため、システム登録を行う。個人番号については、あて名管理システム内の情報との紐付けを行う。

<申告書・申請書等>

申告書や申請書等の内容について、税務総合支援システムへの登録を行う。個人番号については、必要に応じて、あて名管理システム内の情報との紐付けを行う。

<証明申請>

申請・請求に基づき、システム登録された情報をもとに証明書を作成し、交付を行う。

【個人事業税】

<所得税申告書等>

○他道府県からの入手した所得税申告書等

- ・事務所、事業所が都内にあるが他道府県の税務署へ申告された所得税申告書等をデータで入手する。
- ・入手した所得税申告書等を審査し、課税処理等のシステム登録を行う。

○国税連携システムで受信し税務総合支援システムへ取込む所得税申告書等データ

国税連携システムで受信した所得税申告書等データのうち、個人事業税の課税審査の対象となる者のデータを税務総合支援システムに取込み、所得税申告書等（紙）及び関係書類の情報と併せて審査し、課税処理等のシステム登録を行う。

- ・国税庁から提供される所得税申告書等の電子データを国税連携システムで受信する。
- ・国税連携システムで受信した所得税申告書等の電子データを税務総合支援システム及び国税データ閲覧機能へ取り込む。
- ・事務所、事業所が都内にあるが他道府県の税務署へ申告された所得税申告書等について、他道府県から国税連携システムを通じ電子データで回送されるので受信する。
- ・受信した所得税申告書等の電子データを国税連携システムまたは国税データ閲覧機能クライアント端末で閲覧や印刷をする。
- ・受信した所得税申告書等の電子データを基に個人事業税の課税処理等を行う。

【不動産取得税】

<登記情報等、取得通知>

固定資産税（土地・家屋）システムに登録された登記情報等及び市町村からの取得通知により入手する情報について、システム登録を行う。

<農地猶予関係通知>

徴収猶予に係る農林水産大臣、市町村、農業委員会からの通知（以下「農地猶予関係通知」という。）については、地方税法施行令附則第10条第18項及び第19項、地方税法施行規則附則第4条12項及び第13項の規定により、個人番号の提供を受けるものであるが、提供された通知は検索性のないPDF等で保管

し、納税者からの申告に基づいて徴収猶予の事務処理を行う際に参照するために使用する。

【自動車税】

<申告書等>

・申告内容について、審査を行った後、申告書で提出されたものは A I - O C R にて読込を行い、税務総合支援システムに送信する。O S S システムにより、電子データで提出されたものについても、A I - O C R にて読込、税務総合支援システムに送信する。

・送信されたデータは税務総合支援システムにおいて自動車税登録情報と突合された後に登録され、課税台帳を作成する。

・軽自動車においては、税務総合支援システムにおいて軽自動車検査情報と突合された後、定置場別の市町村への払込み管理 D B へ登録される。

<障害者福祉関係情報>

・記載されている情報に基づき、障害者情報を最新の状態に更新するため、システム登録を行い減免関係の台帳を作成する。

【固定資産税・都市計画税（土地・家屋）】

<登記通知>

登記事項について、システム登録を行い、土地（補充）課税台帳・家屋（補充）課税台帳を作成する。

【固定資産税（償却資産）】

<各種調査資料、国税関係書類の写し>

調査の結果を踏まえてシステム登録を行う。

【都民税三割】

還付請求書内容について、還付処理等のシステム登録を行う。

【収入管理】

<収納データ>

指定金融機関等から収納データを入手し、課税徴収マスタへ消し込む準備を行う。

<納入済通知書>

指定金融機関から納入済通知書を入手し、納税者等が書き損じた手書き納付書等の消し込み事績の特定を行うために用いる。

<口座振替依頼書>

納税者からの口座振替依頼書の提出を受け、地方自治法第 231 条の 2 第 3 項に規定する納税者の都税の口座振替払いを行うため、記載内容のシステム登録を行う。

<還付請求書・還付委任状>

還付請求書にて指定された口座情報に過誤納金を還付するよう、記載内容のシステム登録を行う。

<課税情報>

都税の課税情報を入手し、課税徴収マスタを作成する。

【滞納整理】

<財産調査書類>

財産差押等滞納処分のためシステム登録を行う。

【情報連携】

身体・精神障害者手帳及び障害の程度に関する情報、生活保護実施関係情報を入手し、減免適用の可否を確認する。

別紙6 III 2 リスク1

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容

【共通】

<税務総合支援システム（各税目等システム）>

各税目等システムで入力された納税義務者・申告義務者についての情報のみ入手することをシステムで制御している。

<都税事務所からの各種依頼>

各種依頼書については、対象者以外の情報、必要でない情報等を記載することができない書面様式としている。

<住民基本台帳ネットワークシステム>

・住民基本台帳法及び省令に規定された事務に関する情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。

・納税義務者のみを対象としており、責任者の承認手続きを経た上で入手している。

<住民票の写し>

・住民基本台帳法に基づき入手している。

・納税通知書等の返戻のあった納税義務者のみを対象としており、責任者の承認手続きを経た上で入手している。

（紙の場合）

・区市町村への申請に用いる様式は、文書等の取扱いに関する規定において定めたものを用いる。また、宛先を記入した返信用封筒を同封し、正しい送り先へ返信してもらうようにしている。

・交付された住民票の写しについては、申請書と突合し、受領管理を行っている。

<本人確認情報>

・住民基本台帳法及び条例に規定された事務に関する情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。

納税義務者・申告義務者のみを対象としており、責任者の承認手続きを経た上で入手している。

・静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用簿による管理を行っている。

<他官公庁からの調査資料の入手（随時）>

・地方税法第20条の11に基づき入手している。

・入手に当たっては政府共通ネットワーク及びLGWANを使用し、特定の権限が割り振られた官公庁のみしかアクセスできないようシステムで制御されている。

<国税連携>

国税連携システム（eLTAX）は、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて国税庁及び他地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他道府県から送信される情報以外は入手できない。

なお、他道府県に課税権のあるデータがあることが判明した場合は、速やかに他道府県にデータを回送する。

<各種証明・申請書類等>

- ・申告義務のある者及び申請のできる者については、地方税法や東京都都税条例等に規定されている。
- ・対象者以外の情報、必要でない情報等を記載することができない書面様式としている。
- ・入手の際の措置として、番号法第 16 条、番号法施行令第 12 条第 1 項、番号法施行規則第 1 条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により本人確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。
- ・代理人から入手する際は、番号法第 16 条、番号法施行令第 12 条第 2 項、番号法施行規則第 1 条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する。
- ・郵送等の場合にも対応できるよう、ホームページに記載例を用意する等、記載誤りがないような体制づくりを図っている。
- ・窓口の場合は申請・請求の目的や記載方法等を改めて説明した上で内容を確認して書面の受付と本人確認を行い、郵送の場合は本人確認書類の写しの提出を求めている。
- ・電子申請については必要でない情報等を入力することができない画面構成に加えて、本人確認には申請者 ID や電子署名を使用する。

<財産調査書類>

- ・担税力を調査する必要がある納税義務者のみを対象としており、管理監督者の承認手続きを経た上で入手している。
- ・必要でない情報が記載できない様式としている。

【外部連携基盤】

- ・外部機関との自動ファイル連携を実施する場合は、システム管理部署へ事前の申請を必要としている。
- ・業務ファイルについては、特定個人情報の取り扱いを禁止しており、ファイル送受信時には上位者の承認を必要としている。

【個人事業税】

<所得税申告書等>

- ・地方税法第 72 条の 59 第 1 項及び番号法第 19 条第 9 号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受け旨の規定がなされており、国税庁・税務署より提供される申告書以外は入手できない。
なお、他道府県に課税権があることが判明した場合は、速やかに他道府県に所得税申告書等を回送する。
- ・国税連携システムで受信し税務総合支援システムに取込む所得税申告書等データ
国税連携システムで受信した所得税申告書等データのうち、個人事業税の課税審査の対象となる者のデータのみを抽出して税務総合支援システムに取込んでいる。

【不動産取得税】

<取得通知>

地方税法第 73 条の 18 第 3 項及び第 73 条の 22 並びに東京都都税条例第 45 条及び第 47 条並びに東京都都税条例施行規則第 25 条の 4 等に基づき、市町村から通知を受ける。

<農地猶予関係通知>

・農林水産大臣・農業委員会・市町村が通知すべき対象者は、地方税法施行令附則及び地方税法施行規則附則に規定されている。

【自動車税】

<自動車税登録情報提供システム>

・システム内には自動車検査証の情報以外は登録されていない。

<軽自動車検査情報提供サービス>

・システム内には軽自動車の検査情報以外は登録されていない。

【固定資産税・都市計画税（土地・家屋）】

<登記通知>

・東京法務局と主税局との覚書において、対象者・対象情報を特定している（地方税法第 382 条に基づく情報）。

【固定資産税（償却資産）】

<国税関係書類の写し>

・国税関係書類の閲覧及び写しの交付について、指定された様式を用いて閲覧対象者を事前に指定し行っている。閲覧する国税関係書類の準備は、税務署職員が行い、閲覧業務終了時には、閲覧した国税関係書類原本及び作成したすべての写し（書損を含む）を税務署職員に提示し、閲覧対象者以外の情報を入手していないか税務署職員から確認を受けている。

<電子申告審査>

・地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等を行う者以外からは情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAX を利用するためには、利用届出を提出し、利用者 ID と暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、本人確認を行える。

・利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルセンタ（eLTAX）から取得できる情報をシステムで制御している。

【収入管理】

<収納データ・納入済通知書>

・納付書はあらかじめ納税者名が印字されているか、又は対象者以外の情報を記載することがないような書面様式となっており、指定金融機関及び pufure、地方税共通納税システムは納付書の記載内容に従って収納データを送信し、納入済通知書を回付する。

・指定金融機関及び pufure、地方税共通納税システムとの契約書の中にて定められた対象者・対象項目の収納データのみを提供することと決められている。

<口座振替依頼書・還付請求書等>

・Web 口座振替申込サービスにおいても、対象者以外の不必要な情報を入力することがないような画面となっている。

【情報連携】

<減免申請者情報>

必要な情報以外を誤って登録することがないような画面形式としている。

<連携サーバー>

連携サーバーシステムでは、照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等のチェック項目に基づき、システムでチェックを行い、正当であると認められたものだけについて連携を行う。なお、チェック項目は、番号法等の改正に応じて、更新する。

<税務総合支援システム>

庁内連携により障害者関係情報及び生活保護関係情報を取得する際は、対象者について照会ファイル作成のためのシステム登録を行う。なお、照会ファイル作成は、登録された内容に問題がないかを内部承認にて確認した上で行う。

必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容

【共通】

<税務総合支援システム（各税目等システム）>

- ・必要な情報項目のみを入手することをシステムで制御している。
- ・東京都主税局各課 3067 取得したあて名情報のみを入手の対象としている。

<都税事務所からの各種依頼>

各種依頼書については、対象者以外の情報、必要でない情報等を記載することができない書面様式としている。

<住民基本台帳ネットワークシステム>

- ・住民基本台帳法に規定されている本人確認情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。
- ・納税義務者・申告義務者のみを対象としており、責任者の承認手続きを経た上で入手している。

<住民票の写し>

- ・住民基本台帳法に基づき入手している。
- ・住民票に記載される事項は、住民基本台帳法に規定されている。

(紙の場合)

- ・区市町村への申請に用いる様式は、文書等の取扱いに関する規定において定めたものを用いる。また、宛先を記入した返信用封筒を同封し、正しい送り先へ返信してもらうようにしている。
- ・交付された住民票の写しについては、申請書と突合し、受領管理を行っている。

(電子の場合)

- ・LGWAN を介して eLTAX システムによりデータの授受を行う。

<本人確認情報>

- ・住民基本台帳法に規定されている本人確認情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。
- ・静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用

簿による管理を行っている。

<他官公庁からの調査資料の入手（随時）>

- ・地方税法第 20 条の 11 に基づき入手している。
- ・入手に当たっては政府共通ネットワーク及び LGWAN を使用し、特定の権限が割り振られた官公庁のみしかアクセスできないようシステムで制御されている。

<国税連携>

国税連携システム（eLTAX）では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。

<各種証明・申請書類等>

- ・対象者以外の情報、必要でない情報等を記載することができない書面様式としている。
- ・入手の際の措置として、番号法第 16 条、番号法施行令第 12 条第 1 項、番号法施行規則第 1 条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により本人確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。
- ・代理人から入手する際は、番号法第 16 条、番号法施行令第 12 条第 2 項、番号法施行規則第 1 条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する。
- ・郵送等の場合にも対応できるよう、ホームページに記載例を用意する等、記載誤りがないような体制づくりを図っている。
- ・窓口の場合は申請・請求の目的や記載方法等を改めて説明した上で内容を確認して書面の受付と本人確認を行い、郵送の場合は本人確認書類の写しの提出を求めている。
- ・電子申請については必要でない情報等を入力することができない画面構成に加えて、本人確認には申請者 ID や電子署名を使用する。

<財産調査書類>

- ・担税力を調査する必要がある納税義務者のみを対象としており、管理監督者の承認手続きを経た上で入手している。
- ・必要でない情報が記載できない様式としている。

【外部連携基盤】

- ・外部機関との自動ファイル連携を実施する場合は、システム管理部署へ事前の申請を必要としている。
- ・業務ファイルについては、特定個人情報の取り扱いを禁止しており、ファイル送受信時には上位者の承認を必要としている。

【個人事業税】

<所得税申告書等>

- ・国税連携システムで受信し税務総合支援システムに取込む所得税申告書等データ
国税連携システムで受信した所得税申告書等データのうち、個人事業税の課税審査の対象となる者のデータのみを抽出して税務総合支援システムに取込んでいる。

【不動産取得税】

<取得通知>

・地方税法第 73 条の 18 第 3 項及び第 73 条の 22 並びに東京都都税条例第 45 条及び第 47 条並びに東京都都税条例施行規則第 25 条の 4 等に基づき、市町村から通知を受ける。

<農地猶予関係通知>

・農林水産大臣・農業委員会・市町村が通知すべき情報は、地方税法施行令附則及び地方税法施行規則附則に規定されている。

【自動車税】

<自動車税登録情報提供システム、軽自動車検査情報提供サービス>

・システム上、必要な情報以外は登録できない。

【固定資産税・都市計画税（土地・家屋）】

<登記通知>

・東京法務局と主税局との覚書において、対象者・対象情報を特定している（地方税法第 382 条に基づく情報）。

【固定資産税（償却資産）】

<国税関係書類の写し>

・国税関係書類の閲覧及び写しの交付について、指定された様式を用いて複写の内容等を事前に通知し、行っている。閲覧する国税関係書類の準備は、税務署職員が行い、閲覧業務終了時には、閲覧した国税関係書類原本及び作成したすべての写し（書損を含む）を税務署職員に提示し、不必要な情報を入手していないか税務署職員から確認を受けている。

<電子申告審査>

・申告データの様式は地方税法施行規則に規定されており、必要でない情報等を入力することはできない。
・「申告の手引き」に申告すべき事項や申告書記載例を設ける等、必要な情報以外の入手を防止している。
・審査システム（eLTAX）では、法令等により定められた様式を受領することから、必要な情報以外の入手を防止している。

【収入管理】

<収納データ・納入済通知書>

・納付書はあらかじめ納税額が印字されているか、又は必要な情報以外が記載されないような書面様式となっている。
・指定金融機関及び pufure、地方税共通納税システムとの契約書の中にて定められた対象者・対象項目の収納データのみを提供することと決められている。

<口座振替依頼書・還付請求書等>

・Web 口座振替申込受付サービスにおいても、対象者以外の情報を入力することがないような画面項目としている。

【情報連携】

<減免申請者情報>

必要な情報以外を誤って登録することがないように画面形式としている。

<連携サーバー>

連携サーバーシステムでは、照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等のチェック項目に基づき、システムでチェックを行い、正当であると認められたものだけについて連携を行う。なお、チェック項目は、番号法等の改正に応じて、更新する。

<税務総合支援システム>

庁内連携により障害者関係情報及び生活保護関係情報を取得する際は、対象者について照会ファイル作成のためのシステム登録を行う。なお、照会ファイル作成は、登録された内容に問題がないかを内部承認にて確認した上で行う。

別紙 7 III 2 リスク 2

【共通】

<税務総合支援システム（各税目等システム）、都税事務所からの各種依頼>
各税目において地方税法等法令に基づいて取得した情報を入手している。

<住民基本台帳ネットワークシステム>

静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用簿による管理を行っている。

<住民票の写し>

- ・住民基本台帳法に基づき入手している。
- ・区市町村への申請に用いる様式は、文書等の取扱いに関する規定において定めたものを用いる。また、宛先を記入した返信用封筒を同封し、正しい送り先へ返信してもらうようにしている。
- ・交付された住民票の写しについては、申請書と突合し、受領管理を行っている。

<本人確認情報>

静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用簿による管理を行っている。

<他官公庁からの調査資料の入手（随時）>

- ・地方税法第 20 条の 11 に基づき入手している。
- ・入手に当たっては政府共通ネットワーク及び LGWAN を使用し、特定の権限が割り振られた官公庁のみしかアクセスできないようシステムで制御されているとともに、照会情報の発信者をシステム上登録することとしている。

<国税連携>

特定個人情報の入手元である国税庁及び他道府県は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行っている。

<各種証明・申請書類等>

- ・対象者以外の情報、必要でない情報等を記載することができない書面様式としている。
- ・入手の際の措置として、番号法第 16 条、番号法施行令第 12 条第 1 項、番号法施行規則第 1 条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により本人確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。
- ・代理人から入手する際は、番号法第 16 条、番号法施行令第 12 条第 2 項、番号法施行規則第 1 条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する。
- ・郵送等の場合にも対応できるよう、ホームページに記載例を用意する等、記載誤りがないような体制づくりを図っている。
- ・窓口の場合は申請・請求の目的や記載方法等を改めて説明した上で内容を確認して書面の受付と本人確認を行い、郵送の場合は本人確認書類の写しの提出を求めている。
- ・電子申請については必要でない情報等を入力することができない画面構成に加えて、本人確認には申請

者 ID や電子署名を使用する。

< 財産調査書類 >

- ・ 個人番号を入手しないよう様式に欄を設けていない。
- ・ 滞納事案以外の情報を入手していないか管理監督者が確認・点検している。

【外部連携基盤】

- ・ 外部機関との自動ファイル連携を実施する場合は、システム管理部署へ事前の申請を必要としている。
- ・ 業務ファイルについては、特定個人情報の取り扱いを禁止しており、ファイル送受信時には上位者の承認を必要としている。

【個人事業税】

< 所得税申告書等 >

特定個人情報の入手元である国税庁・税務署は使用目的が法令に基づくものであることを確認した上で提供を行っている。

【不動産取得税】

< 取得通知 >

・ 地方税法第 73 条の 18 第 3 項及び第 73 条の 22 並びに東京都都税条例第 45 条及び第 47 条並びに東京都都税条例施行規則第 25 条の 4 等に基づき、市町村から取得通知を受ける。

< 農地猶予関係通知 >

・ 農林水産大臣・農業委員会・市町村が作成する通知は、地方税法施行令附則及び地方税法施行規則附則の規定に従って行っている。

【自動車税】

< 自動車税登録情報提供システム、軽自動車検査情報提供サービス >

- ・ システム上、必要な情報以外は登録できない。

【固定資産税・都市計画税（土地・家屋）】

< 登記通知 >

- ・ 地方税法第 382 条や、東京法務局と主税局との覚書に基づいて入手している。

【固定資産税（償却資産）】

< 国税関係書類の写し >

・ 国税関係書類の閲覧及び写しの交付については、地方税法第 354 条の 2 の規定及び国税関係書類の写しの閲覧及び交付申請手続について（通知）に従って行っている。

・ 国税関係書類の閲覧は、責任者の承認手続きを経て、指定された様式を用いて行っている。

・ 国税関係書類閲覧の際は、保有個人情報に関する規定の遵守に加え、閲覧する国税関係書類の準備は税務署職員が行い、閲覧業務終了時には、閲覧した国税関係書類原本及び作成したすべての写し（書損を含む）を税務署職員に提示し、不適切な方法での入手が行われないよう相互に確認している。

<電子申告審査>

納税義務者に提出を求める申告データは、地方税法施行規則に規定されており、当該申告データに入力する情報が償却資産課税事務に使用されることを認識したうえで申告データを提出する。

【収入管理】

<収納データ・納入済通知書>

都税の納付は、都税事務所や金融機関・郵便局、コンビニエンスストアなど、特定の機関でのみ受け付けることとなっている。

<口座振替依頼書・還付請求書等>

- ・何のための書面かを説明した上で申請等を受け付ける。
- ・口座情報を入手する際は、還付対象となる過誤納の内容及び金額を明記した所定の様式を用いる。
- ・Web口座振替申込受付サービスにおいても、サービス目的を説明した上で入力画面に遷移している。

【情報連携】

<減免申請者情報>

必要な情報以外を誤って登録することがないような画面形式としている。

<連携サーバー>

・照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等のチェック項目に基づき、システムでチェックを行い、正当であると認められ、かつ移転者が明示的に回答を承認した場合に限り、連携を行う。照会に対しては、照会条件として指定された対象者に関する情報だけを回答する。なお、チェック項目は、番号法等の改正に応じて、更新する。

- ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。
- ・全ての照会及び回答について、特定個人情報の照会者、移転者、日時等をシステム上でアクセスログとして記録し、7年間保存する。

<税務総合支援システム>

・庁内連携により障害者関係情報及び生活保護関係情報を取得する際は、対象者について照会ファイル作成のためのシステム登録を行う。なお、照会ファイル作成は、登録された内容に問題がないかを内部承認にて確認した上で行う。

- ・システム登録については、ID単位でアクセスログを記録する。
- ・連携サーバーから取得する障害者関係情報及び生活保護関係情報は、電算センタ内でシステム処理（バッチ処理）によって取り込みを行う。

別紙 8 III 2 リスク 3

入手の際の本人確認の措置の内容

【共通】

< 税務総合支援システム（各税目等システム）、都税事務所からの各種依頼 >
東京都主税局各税目等主管課で本人確認済み。

< 住民基本台帳ネットワークシステム >

住民基本台帳を所管する各自治体で本人確認済み。

< 住民票の写し、本人確認情報 >

各区市町村において本人確認が行われている。

< 他官公庁からの調査資料の入手（随時） >

他官公庁において、個人番号または住所及び氏名等の 4 情報を利用し本人確認が行われている。

< 国税連携 >

・ 特定個人情報の入手元が番号法第 16 条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、都が国税庁及び他道府県から入手する際は番号法第 16 条が適用されない。

< 各種証明・申請書類等 >

・ 入手の際の措置として、番号法第 16 条、番号法施行令第 12 条第 1 項、番号法施行規則第 1 条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により本人確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。

・ 代理人から入手する際は、番号法第 16 条、番号法施行令第 12 条第 2 項、番号法施行規則第 1 条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する。

・ 窓口の場合は申請・請求の目的や記載方法等を改めて説明した上で内容を確認して書面の受付と本人確認を行い、郵送の場合は本人確認書類の写しの提出を求めている。

・ 電子申請については必要でない情報等を入力することができない画面構成に加えて、本人確認には申請者 ID や電子署名を使用する。

・ Web 口座振替申込受付サービスについては、必要でない情報等を入力することができない画面構成としている。

【個人事業税】

< 所得税申告書等 >

特定個人情報の入手元が番号法第 16 条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、都が国税庁・税務署から入手する際は番号法第 16 条が適用されない。

【不動産取得税】

< 取得通知 >

・市町村が作成する取得通知は、東京都都税条例施行規則等に規定されている。

<証明申請>

・証明書申請を行う様式は通達様式に規定されているが、当該様式に個人番号を記載する欄は設けられないため、番号法に基づく本人確認の措置をとる必要はない。

<農地猶予関係通知>

・農林水産大臣・農業委員会・市町村において番号法の規定に基づく本人確認の措置が既にとられているため、改めて番号法の規定に基づく本人確認の措置をとる必要はない。

【固定資産税・都市計画税（土地・家屋）】

<登記通知>

・東京法務局において本人確認が行われている。

【固定資産税（償却資産）】

<非課税申告書等>

・非課税申告等を行う様式は東京都都税条例規則様式に規定されているが、当該様式に個人番号を記載する欄は設けられないため、番号法の規定に基づく本人確認の措置をとる必要はない。

<国税関係書類の写し>

・税務署において番号法の規定に基づく本人確認の措置が既にとられているため、改めて当該措置を行う必要はない。

<各種証明・課税台帳閲覧申請>

・各種証明・課税台帳閲覧申請を行う様式は通達様式に規定されているが、当該様式に個人番号を記載する欄は設けられないため、番号法に基づく本人確認の措置を行う必要はない。

<電子申告審査>

番号法の規定に基づき、公的個人認証による電子署名を確認する方法により、本人確認の措置をとる。

【収入管理】

<収納データ・納入済通知書>

・地方税法第20条の6の規定により第三者納付が認められており、納付時の本人確認は行っていない。

【情報連携】

<減免申請者情報>

東京都主税局各事務所等で番号法の規定に基づく本人確認済み。

<連携サーバー>

各事務所管部署で本人確認及び真正性確認を行った個人番号に基づき、団体内統合利用番号及び個別業務システム利用番号が紐付けられていることを前提として、当該人に対する情報照会が可能となるよう制御されている。

<税務総合支援システム>

連携サーバーを使用して、団体内統合利用番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

個人番号の真正性確認の措置の内容

【共通】

< 税務総合支援システム（各税目等システム）、都税事務所からの各種依頼・情報取得 >
東京都主税局各税目等主管課で真正性確認済み。

< 住民基本台帳ネットワークシステム >

住民基本台帳を所管する各自治体で真正性確認済み。

< 住民票の写し >

区市町村から入手する住民票情報には個人番号は含まれていない。

< 本人確認情報 >

住民基本台帳ネットワークシステムから入手する個人番号については、各区市町村によって真正性確認が既に済んでいるため入手時の確認は不要。

< 他官公庁からの調査資料の入手（随時） >

他官公庁から入手する個人番号については、番号法 16 条に基づき本人確認がされているため、入手時の確認は不要。

< 各種証明・申請書類等 >

・入手の際の措置として、番号法第 16 条、番号法施行令第 12 条第 1 項、番号法施行規則第 1 条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により本人確認を行い、申請時に窓口にて真正性の確認を行う。

・代理人から入手する際は、番号法第 16 条、番号法施行令第 12 条第 2 項、番号法施行規則第 1 条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により、申請時に窓口にて真正性の確認を行う。

< 国税連携 >

・番号法の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構へ確認するなどの方法により、個人番号の真正性確認の措置をとる。

・地方税共同機構による、申告データと真正性確認済の個人番号情報との突合により、当該申告データ上の個人番号の真正性確認の措置をとる。

< 各種証明・申請・収納データ等・口座振替依頼書・還付請求書等 >

現時点では、申請書・納付書等に個人番号欄を設置しないため、真正性確認は不要。

【個人事業税】

< 所得税申告書等 >

特定個人情報の入手元が番号法第 16 条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、都が国税庁・税務署から入手する際は番号法第 16 条が適用されない。

【不動産取得税】

<取得通知>

- ・市町村が作成する取得通知は、東京都都税条例施行規則等に規定されている。

<証明申請>

- ・証明書申請を行う様式は通達様式に規定されているが、当該様式に個人番号を記載する欄は設けられないため、番号法に基づく本人確認の措置をとる必要はない。

<農地猶予関係通知>

- ・農林水産大臣・農業委員会・市町村において番号法の規定に基づく真正性確認の措置が既にとられているため、改めて番号法の規定に基づく真正性確認の措置をとる必要はない。

【固定資産税・都市計画税（土地・家屋）】

<登記通知>

- ・入手する情報に個人番号が付与されないため、真正性確認は不要。

【固定資産税（償却資産）】

<非課税申告書等>

- ・非課税申告等を行う様式は東京都都税条例規則様式に規定されているが、当該様式に個人番号を記載する欄は設けられないため、番号法の規定に基づく個人番号の真正性確認を行う必要はない。

<国税関係書類の写し>

- ・税務署において番号法の規定に基づく個人番号の真正性確認の措置が既にとられているため、改めて当該措置を行う必要はない。

<各種証明・課税台帳閲覧申請>

- ・各種証明・課税台帳閲覧申請を行う様式は通達様式に規定されているが、当該様式に個人番号を記載する欄は設けられないため、番号法の規定に基づく個人番号の真正性確認の措置を行う必要はない。

<電子申告審査>

- ・番号法の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構へ確認するなどの方法により、個人番号の真正性確認の措置をとる。
- ・地方税共同機構による、申告データと真正性確認済の個人番号情報との突合により、当該申告データ上の個人番号の真正性確認の措置をとる。

【情報連携】

<減免申請者情報>

東京都主税局各事務所等で番号法の規定に基づく真正性確認済み。

<連携サーバー>

各事務所管部署で本人確認及び真正性確認を行った個人番号に基づき、団体内統合利用番号及び個別業務システム利用番号が紐付けられていることを前提として、当該人に対する情報照会が可能となるよう制御されている。

<税務総合支援システム>

連携サーバーを使用して、団体内統合利用番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力

するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容

【共通】

<税務総合支援システム（あて名管理システム）>

各税目システムでの入力に誤りがあった場合は、マニュアルにある手順・様式に基づきあて名管理班があて名情報を修正する。

<税務総合支援システム（各税目等システム）>

東京都主税局各課が住民票等を確認の上、入力・取得した情報を随時取得する。

<住民基本台帳ネットワークシステム>

納税義務者・申告義務者のあて名情報に異動があった場合等に最新の情報を随時取得する。

<住民票の写し、本人確認情報>

住民基本台帳に基づいている。

<他官公庁からの調査資料の入手（随時）>

正確性の確保については、特定個人情報の入手元である都道府県、区市町村、国税庁、及び国税局が本人確認を行う。

<国税連携>

・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられており、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行い、修正等行われた情報が国税庁や他道府県から送信されてくる。

・審査システム（eLTAX）は、地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受け付けた情報を、原本として保存するシステムであるため、受領した情報が改変されることはない。

<各種証明・申請書類等>

・地方税法等に基づいて都に提出する申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。

・税務総合支援システムでは、これらの申告書等情報や納税の実績等を入力することにより、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査に活用しているところである。

・なお、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。

【AI-OCR】

AI-OCRの利用に当たっては、その機能を十分理解した上で使用することを義務付けている。その上で、AI-OCRの読み取り結果参照の際に目検で確認を行うことで、誤った情報の登録を防いでいる。

【個人事業税】

<所得税申告書等>

正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁・税務署に委ねられる。

【不動産取得税】

<取得通知>

- ・正確性の確保については、入手元である市町村に委ねられる。

<農地猶予関係通知>

- ・正確性の確保については、入手元である農水大臣、農業委員会、市町村に委ねられる。

【固定資産税・都市計画税（土地・家屋）】

- ・登記情報に変更があれば、東京法務局からの情報提供の際に更新される。
- ・納税通知書送付先変更届等を納税義務者等に提出してもらい、住所等を更新する。
- ・納税通知書等の返戻調査時に新たな住所が判明すれば更新している。

【固定資産税（償却資産）】

<国税関係書類の写し>

- ・正確性の確保については、入手元である税務署に委ねられる。

<電子申告審査>

- ・入力内容が掲載された一覧表と申告書等の原本を突合させることにより、正確性の確保に努めている。
- ・審査システム（eLTAX）は、地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受け付けた情報を、原本として保存するシステムであるため、受領した情報が改変されることはない。

【情報連携】

<減免申請者情報>

減免決定を行う際、対象者について最新の情報を取得している。

<連携サーバー>

- ・各事務所管部署からの申請に基づき、利用者とその所掌事務の紐付けが連携サーバー上であらかじめ定義され、その範囲においてのみ情報照会が可能となるようアクセス制御されている。
- ・情報照会に対する回答は、当該照会を行った事務に対してのみ返却するよう制御されている。
- ・各事務所管部署が個々の照会データを一意に識別できるよう付与した識別子を、連携サーバーからの回答データに付記して返却することで、どの照会に対する回答かを各事務所管部署で正確に突合できるようにしている。

<税務総合支援システム>

庁内連携により障害者関係情報及び生活保護関係情報を取得後、システムの画面及び帳票によって照会結果の確認を行う。

別紙9 III 2 リスク4

【共通】

<税務総合支援システム>

税務総合支援システムはクローズドネットワークにより運用されており、外部ネットワークから接続できないようになっている。

<都税事務所からの各種依頼>

各都税事務所はマニュアルに基づき、依頼書をあて名管理班宛てに交換便（鍵付き）で送付する。

受領した依頼書につき授受の記録をとっている。

<住民基本台帳ネットワークシステム（一括提供処理による入手）>

・入手に係る外部記録媒体は、住民基本台帳ネットワークシステムを所管する総務局が貸し出す物を使用する。

・対象者に係る照会データを格納した外部記録媒体については、総務局が定める住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用規定に基づき暗号化し、施錠ケースに格納の上、総務局に職員が持ち込む。

・総務局から入手する本人確認情報を格納した外部記録媒体については、暗号化されている。

・外部記録媒体の授受を行う際には、収受簿により授受内容を記録している。

<住民基本台帳ネットワークシステム（業務端末による入手）>

・外部に持ち出すことはなく、主税局執務室内に設置された端末から入手する。

・静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用簿による管理を行っている。

<住民票の写し>

・住民基本台帳法に基づき入手している。

・納税通知書等の返戻のあった納税義務者のみを対象としており、責任者の承認手続きを経た上で入手している。

・住民票に記載される事項は、住民基本台帳法に規定されている。

・区市町村への申請に用いる様式は、文書等の取扱いに関する規定において定めたものを用いる。また、宛先を記入した返信用封筒を同封し、正しい送り先へ返信してもらうようにしている。eLTAXによる照会の場合、専用のネットワークを利用しデータの授受を行う。

<本人確認情報>

・住民基本台帳法及び条例に規定された事務に関する情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。

・住民基本台帳法に規定されている本人確認情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。

・納税通知書等の返戻のあった納税義務者のみを対象としており、責任者の承認手続きを経た上で入手している。

・静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用簿による管理を行っている。

<他官公庁からの調査資料の入手（随時）>

・入手に当たっては政府共通ネットワーク及び LGWAN を使用し、特定の権限が割り振られた官公庁のみしかアクセスできないようシステムで制御されている。

< 国税連携 >

・国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。

・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）までは、閉域網である LGWAN を利用するとともに、暗号化通信を行っている。

・審査システム（eLTAX）から税務総合支援システムまでは、運用拠点内において外部記録媒体によるデータの受け渡しを行っており、外部への持ち出しは行っていない。

・セキュリティについては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成 25 年 5 月 1 日総務省告示第 206 号）に定められた事項を順守するとともに、局内のセキュリティ実施手順において端末の管理に関する事項等を定め、順守することとしている。

< 各種証明・申請書類等 >

・対象者以外の情報、必要でない情報等を記載することができない書面様式としている。

・必要に応じて、入手の際の本人確認の措置として、運転免許証等の提示を受け本人確認を行う。

・窓口の場合、申告・申請・請求の目的や記載方法等を改めて説明した上で、内容を確認し書面を受け付ける。

・窓口の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は都税事務所等の住所を明記して、当該住所あてに送付するよう説明している

・入手した申告書等は、鍵のかかる書庫や倉庫に保管している。

・電子申告及び Web 口座振替申込受付サービスで入力された情報についてのみ入手することをシステムで制御している。

【AI-OCR】

・不使用时及び離席時には、ログオフするなど不正アクセスを防止し、情報の盗難や改ざんなどが行われないようにすることを義務付けている。システム登録に使用後は鍵のかかるロッカーで施錠管理している。

【電子書庫】

・不使用时及び離席時には、ログオフするなど不正アクセスを防止し、情報の盗難や改ざんなどが行われないようにすることを義務付けている。システム登録に使用後は鍵のかかるロッカーで施錠管理している。

【電子決裁】

・不使用时及び離席時には、ログオフするなど不正アクセスを防止し、情報の盗難や改ざんなどが行われないようにすることを義務付けている。システム登録に使用後は鍵のかかるロッカーで施錠管理している。

【外部連携基盤】

・外部機関との自動ファイル連携では、特別な管理者権限またはバッチ処理しかフォルダにアクセスできないように制限し、一般ユーザーがファイルを参照することを防止している。

・業務ファイルについては、特定個人情報の取り扱いを禁止しており、ファイル送受信時には上位者の承認を必要としている。

【個人事業税】

< 所得税申告書等 >

・国税連携システムで受信し税務総合支援システムにデータを取込んでいる。

厳重なセキュリティを行っているデータセンタ内で国税連携システムから税務総合支援システムへのデータの取込みを行っている。

【不動産取得税】

< 取得通知 >

・都税事務所職員が各市町村の行政窓口にて紙媒体または電子媒体を直接受け取ることをしているが、その際、受け取った紙媒体または電子媒体を鞆に収納し、常時携帯させる、必ず一度帰庁させる等、局内の安全管理ルール等に則り、紛失・盗難防止策を適切に行っている。なお、島しょ分については郵送による受取りを行っているが支庁宛てに送付するよう説明している。

・入手した取得通知は、鍵のかかる書庫や倉庫に保管している。

< 農地猶予関係通知 >

・保有特定個人情報等に関する規定を順守し、保有特定個人情報の漏えい・紛失の発生を未然に防いでいる。

【固定資産税・都市計画税（土地・家屋）】

< 登記通知 >

・地方税法第 382 条や、東京法務局と主税局との覚書に基づいて入手している。

・連絡用連携サーバーから端末までは、閉域網である LGWAN を利用するとともに、暗号化通信を行っている。

【固定資産税（償却資産）】

< 国税関係書類の写し >

・職員が肌身離さず携帯する等、保有個人情報等に関する規定を遵守し、保有個人情報の漏えい・紛失の発生を未然に防いでいる。

< 電子申告審査 >

・納税義務者から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。

・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）までは、閉域網である LGWAN を利用するとともに、暗号化通信を行っている。

・審査システム（eLTAX）から税務総合支援システムまでは、運用拠点内において外部記録媒体によるデータの受け渡しを行っており、外部への持ち出しは行っていない。

【収入管理】

<収納データ・納入済通知書>

- ・指定金融機関及び pufure、地方税共通納税システムの収納データは LGWAN 又は専用線に準じた通信回線を使用し、仕様書にて定められた通信端末へ定められたレイアウトを基にデータ受信している。受信したデータはデータセンタ内で外部記録媒体を介し、税務総合支援システムに取り込んでいる。
- ・指定金融機関は納入済通知書の搬送時において、施錠可能なトランク又はこれに類似するものを使用することが仕様書で定められており、施錠した容器を使用して搬送している。

【情報連携】

<減免申請者情報>

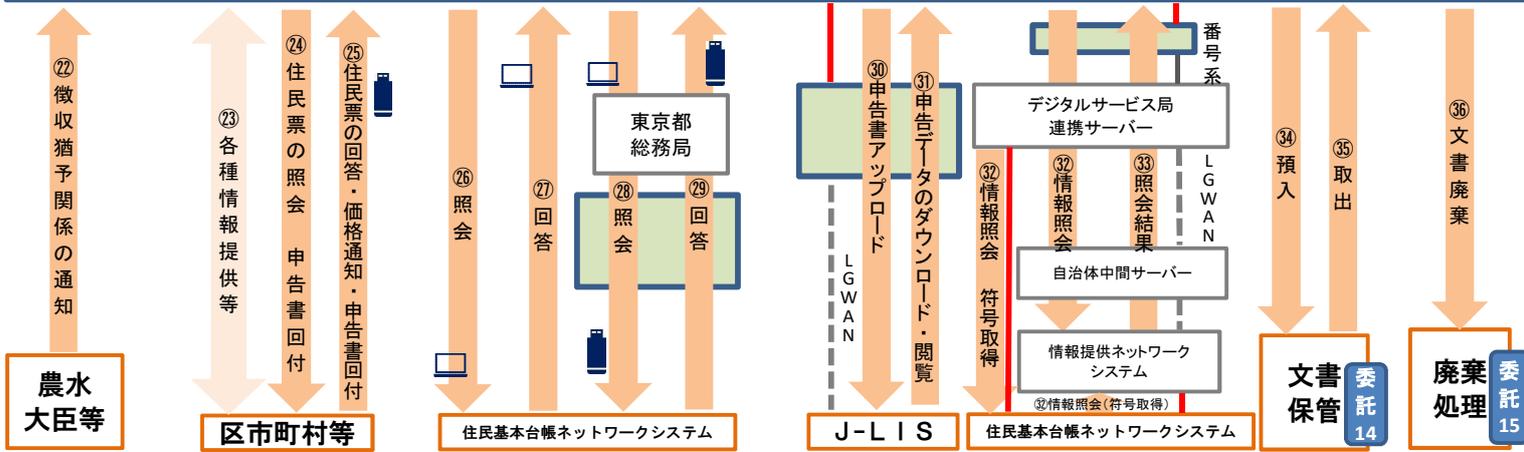
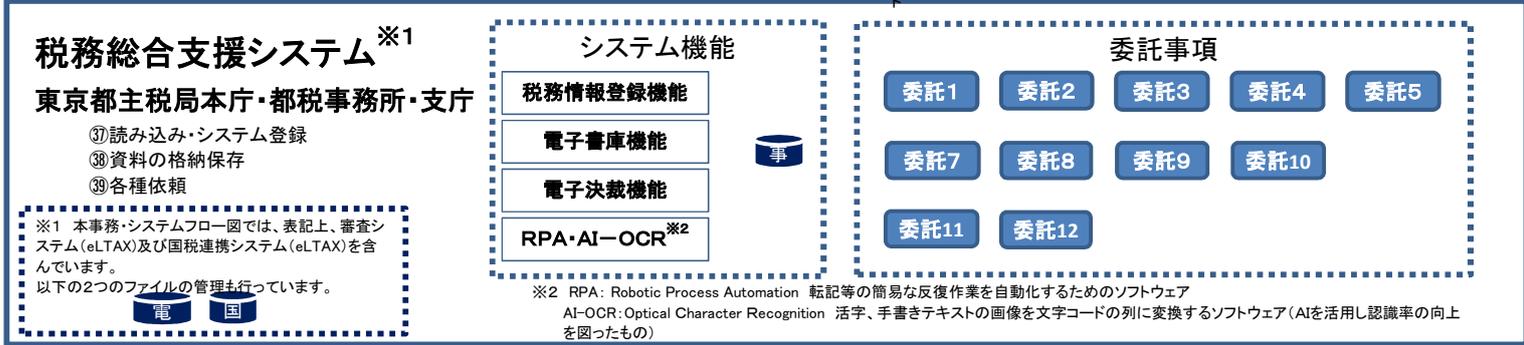
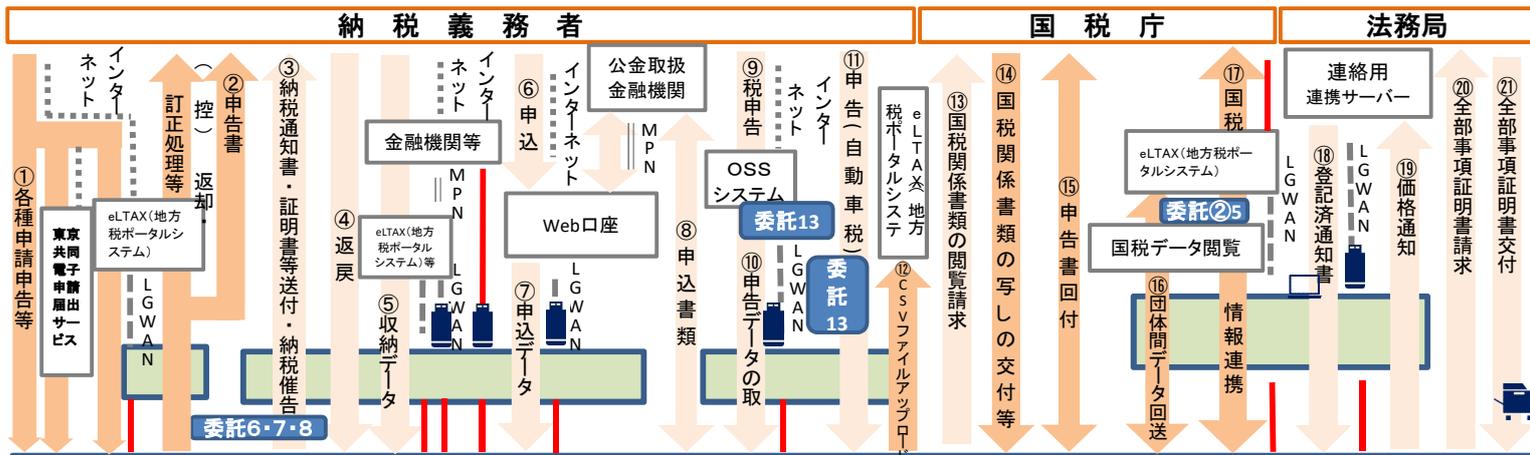
照会情報の登録に必要な減免申請書は、税務総合支援システムへの入力後は鍵のかかるロッカーで施錠管理している。

<連携サーバー>

- ・システムの利用可能な時間を制限している。
- ・ログイン時に利用者の認証を実施する。
- ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。
- ・連携サーバーから個別業務システム（事務）に提供する照会結果ファイルは、暗号化を行う。
- ・全ての照会及び回答について、特定個人情報の照会者、移転者、日時等をシステム上でアクセスログとして記録し、7年間保存する。
- ・照会側と提供（回答）側の間で行われる特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行う。
- ・情報連携に用いる機器は、USB 機器等に対する制御を行い、外部記録媒体の利用を制限する。
- ・情報連携に用いる端末に対し、端末認証を行う。

<税務総合支援システム>

- ・連携サーバーに登録する照会ファイルを暗号化する。
- ・連携サーバーに登録する照会ファイル及び取得する照会結果ファイルは、システム処理を前提にアクセス制限されたフォルダに格納するため、外部に持ち出すことはない。



- 【凡例】**
- 委託1 : 税務総合支援システムアプリケーション保守委託
 - 委託2 : 税務総合支援システム運用委託
 - 委託3 : AI-OCR等保守委託
 - 委託4 : 基盤(サーバー類)賃借・保守委託
 - 委託5 : 基盤(データセンタ・回線)賃借・保守委託
 - 委託6 : データ出力センタ委託
 - 委託7 : 口座振替業務委託
 - 委託8 : 納税しようよう業務委託
 - 委託9 : 都税総合事務センター業務委託
 - 委託10 : 登記済通知書処理業務委託
 - 委託11 : 償却資産申告書等処理業務委託
 - 委託12 : AI-OCR業務委託
 - 委託13 : 自動車保有関係手続きワンストップサービスに係る維持管理委託
 - 委託14 : 文書保存箱保管等委託
 - 委託15 : 都税事務所等保管文書の溶解処理に係る委託
 - 委託25 : 国税連携データ保存・検索閲覧サービス提供業務委託
- : 特定個人情報の流れ (Flow of specific personal information)
 → : 特定個人情報以外の情報の流れ (Flow of information other than specific personal information)
 — : 専用回線 (Dedicated line)
 □ : 外部連携基盤(税務総合支援システム内) (External collaboration base (within the tax support system))
- 事 : 賦課徴収事務ファイル (Assessment and collection work files)
 電 : 電子申告ファイル (Electronic return files)
 国 : 国税連携ファイル (National tax collaboration files)
- ☒ : 端末 (Terminal) | ☒ : スキャナ (Scanner)
 ☒ : 外部記録媒体 (External recording media)